

維新百年記念公園陸上競技場ネーミングライツパートナー募集に関する質問と回答

NO	質 問	回 答
1	○ 募集要項の別紙1に記載の敷地内サイン（総合案内・現在地案内・誘導看板17箇所22枚、その他表示場所A～E）について、各サインの寸法・材質・表示方法（印刷シート貼付、切り文字、彫刻など）が分かる資料（図面・仕様書等）をご提示いただけますでしょうか。	○ 敷地内サインの寸法等は別紙1のとおりです。
2	○ 現在の愛称表示（維新みらいふスタジアム）のサインについて、現パートナーが設置したものと県が設置したものの区分をご教示ください。 また、愛称変更に伴い、現パートナーによる撤去・原状回復が行われた後の状態で引き渡される前提なのかもご教示ください。	○ 現ネーミングライツパートナーが新設したサインは「維新百年記念公園陸上競技場ネーミングライツパートナー募集要項（以下「募集要項」という。）」10ページのC及びEで、現ネーミングライツパートナーが変更したサインは募集要項10ページのA、B及びDとなります。 その他のサインについては、県又は指定管理者が設置しています。 ○ 敷地内サインについては、原則、現ネーミングライツパートナーや県等が原状回復を行います。 ただし、経済性・効率性の観点から、必要に応じて、ネーミングライツパートナーによるサインの新設・変更と原状回復について調整を行う場合があります。 なお、原状回復では、現ネーミングライツパートナーが新設したサインを原則撤去し、現ネーミングライツパートナーが変更したサインや県等が設置したサインを原則「維新百年記念公園陸上競技場」の表記に戻す予定です。
3	○ サインの変更は「希望する場合」に新パートナーの負担と記載されていますが、変更が必須となるサインがあればご教示ください。	○ 原状回復後のサインに対して、ネーミングライツパートナーから変更希望がない場合は、サインの変更を求めるものではありません。（変更が必須となるサインもありません。）
4	○ 敷地外サイン（道路案内標識等）について、現在、愛称「維新みらいふスタジアム」が表示されている箇所の数と所在地、管理者をご教示ください。 また、変更する場合の概算費用の実績が分かればご教示ください。	○ 敷地外サインの箇所数や所在地、変更する場合の概算費用等については、公園管理者で把握しておりませんので、各管理者にお問い合わせください。

NO	質 問	回 答
5	○ サインの新設・変更に関する山口市都市計画課との事前協議や、県・指定管理者との協議に要する期間の目安をご教示ください。 愛称使用開始予定日（令和9年1月12日）までにサインの変更が間に合わない場合の取扱いについてもご教示ください。	○ 事前協議に要する期間は、新設・変更するサインの数や内容等により異なると考えられることから、目安はお示しできません。 なお、山口市都市計画課との事前協議については、山口市都市計画課にお問い合わせください。 ○ サインの新設・変更は、ネーミングライツパートナーの希望により行うものであり、必須ではないことから、サインを愛称使用開始予定日（令和9年1月12日）以降に新設・変更することも可能です。 ただし、現ネーミングライツパートナーや県等は、愛称使用開始予定日の前に原状回復を完了する予定ですので、経済性・効率性の観点から、サインの新設・変更と原状回復について調整を希望する場合は、これに合わせて変更等を行ってください。
6	○ 初年度（令和9年1月12日～3月31日）と最終年度の命名権料について、案分の計算方法（日割り・月割り等）と、初年度の納付期限の目安をご教示ください。	○ 初年度の額は、次の①及び②を合算した額となります。 ① 1月分＝年額（税込み）×1/12×20/31 ② 2～3月分＝年額（税込み）×2/12 また、初年度の納期限は、令和9年1月8日とする予定です。 ○ 最終年度の額は、年額（税込み）から初年度の額を減じた額となります。
7	○ ネーミングライツパートナーへの特典について、過去の契約で認められた例（施設利用、場内広告、大型映像装置での表示など）があればご教示ください。	○ 維新百年記念公園陸上競技場については、過去のネーミングライツパートナーの募集時において、応募者から特典の提案はありませんでした。 その他の県有施設については、過去に認められた特典として、施設のパンフレットやホームページ等へのロゴの掲載、施設の早期予約があります。 なお、本件募集に係る特典については、募集要項1ページの「4 ネーミングライツパートナーへの特典」にお示ししているとおり、提案内容に関し別途協議の上、決定することとなります。
8	○ 山口県内に事業所を有しない法人が応募する場合、広告掲載基準第3条（20）の「県政の振興等に寄与するもの」に該当するかどうかは、どのような基準で判断されるのでしょうか。	○ 山口県広告掲載基準第3条（20）の「県政の振興等に寄与するもの」については、県内産業の活性化や県民サービスの向上など、本県との関わり等を踏まえ、総合的に判断することになります。

NO	質 問	回 答
9	○ 申込書を代表者名で作成し、社員が提出手続き（持参・メール送信等）のみを行う場合、委任状（様式5）の提出は必要でしょうか。	○ 申請書等を代表者名で作成する場合は、委任状の提出は必要ありません。
10	○ 契約内容を事前に確認させていただきたく、ネーミングライツ契約書のサンプル（ひな形）をご提供いただけますでしょうか。	○ 命名権に関する協定書及び契約書のサンプルは、別紙2及び別紙3のとおりですが、今後、ネーミングライツパートナーとの調整等により内容が変更となる場合があります。
11	○ 看板等サインの製作・取付工事について、県又は指定管理者が指定する施工業者はありますでしょうか。 それとも、当社で施工業者を自由に選定することは可能でしょうか。	○ 県や指定管理者が指定する施工業者はありませんが、募集要項2ページの「6 費用負担等（1）費用負担」にお示ししているとおり、事前に県及び指定管理者と協議を行い、施工内容や施工方法等について同意を得る必要があります。
12	○ 募集要項に記載の命名権料とは別に、パートナー側が負担する費用について確認させてください。 例えば、施設名を表示する石碑や案内サイン、青色道路標識等の名称変更に伴う製作・設置・更新費用など、命名権料以外に発生する費用がございましたら、ご教示いただけますと幸いです。 また、もし可能であればそれらの費用負担区分や概算額の目安がございましたら併せてお知らせいただきたく、よろしくお願いいたします。	○ ネーミングライツパートナーが負担する費用としては、命名権料のほか、サインの新設・変更に要する費用や、愛称使用期間終了後のサインの原状回復に要する費用が想定されますが、サインの新設・変更は、ネーミングライツパートナーの希望により行うものであり、必須ではありません。 詳しくは、募集要項2ページの「6 費用負担等（1）費用負担」をご覧ください。 ○ サインの新設・変更や原状回復に要する費用は、新設・変更するサインの数や内容等により異なると考えられることから、目安はお示しできかねます。
13	○ 契約期間中の命名権料（ネーミングライツ料）について、年度ごとに異なる金額を設定することは可能でしょうか。 （例）1年目：1,000万円 2年目：1,200万円 3年目以降：1,300万円 また、年度ごとの金額設定が可能な場合、応募書類における「契約希望金額（年額）」の記載方法及び選定時の評価方法についてもお教示ください。	○ 募集要項8ページの選定基準において、契約希望金額（年額）を1円＝1点として換算したものを基準点とし、加算点との合計点で選定を行うこととしています。 このため、命名権料については、年度ごとに異なる金額を設定することは想定しておらず、この度の募集では対応できません。

NO	質 問	回 答
14	○ 募集要項4（1）において、施設利用に関する特典等の提案が可能とされていますが、過去の維新百年記念公園陸上競技場のネーミングライツ募集において提案された特典・要望の例があればご教示ください。	○ 維新百年記念公園陸上競技場については、過去のネーミングライツパートナーの募集時において、応募者から特典の提案はありませんでした。
15	○ ネーミングライツ取得に伴う、対象施設・敷地内サイン及び敷地外の道路案内標識等の変更について、想定される変更箇所、変更が必要となる範囲及び概算費用をご教示ください。 また、愛称使用期間終了後の原状回復についても、想定される範囲及び概算費用をご教示ください。	○ サインの新設・変更は、ネーミングライツパートナーの希望により行うものであり、必須ではありません。 詳しくは、募集要項2ページの「6 費用負担等（1）費用負担」をご覧ください。 ○ サインの新設・変更や原状回復に要する費用は、新設・変更するサインの数や内容等により異なると考えられることから、目安はお示しできかねます。
16	○ ネーミングライツパートナーが、地域貢献活動、企業PR、顧客・社員向けイベント、実証事業等を実施する場合、利用可能な施設・スペース及び利用条件をご教示ください。 また、大型映像装置の利用、ブース出展、イベント開催等を含め、施設、施設利用に関して提案可能な特典の範囲をご教示ください。	○ ネーミングライツパートナーが地域貢献活動や企業PR等の特典として希望する場合は、施設利用に関する特典等として御提案ください。 なお、本件募集に係る特典については、募集要項1ページの「4 ネーミングライツパートナーへの特典」にお示ししているとおり、提案内容に関し別途協議の上、決定することとなります。 ○ 提案可能な特典の範囲について定めはありませんが、本件募集に係る特典については、募集要項1ページの「4 ネーミングライツパートナーへの特典」にお示ししているとおり、提案内容に関し別途協議の上、決定することとなります。